

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 三 月 四 日

告 示

岐阜県告示第九十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

○知事指定薬物の指定

目 次

（薬務水道課）

ページ
一

一 知事指定薬物の名称

- 1 (ハ R) ・ N ・ N ・ ジエチル ・ 六 ・ メチル ・ 一 ・ 「四」(トリメチルシリル) ベンゾイル」 ・ 九 ・ 十 ・ ジデヒドロエルゴリン ・ ハ ・ カルボキシアミド及びその塩類
(通称 一 S B ・ L S D)
- 2 一 ・ 「一」(三・クロロフェニル)シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類
(通称 三 ・ C l ・ P C P 、 三 ・ C h l o r o ・ P C P)
- 3 四 ・ メチル ・ 一 ・ (二・メチルフェニル) ・ 二 ・ (ピロリジン) ・ 一 ・ イル) ペンタン ・ 一 ・ オン及びその塩類
(通称 二 m e ・ p i H P 、 二 m e ・ P H i P 、 二 m e t h y l ・ a ・ p i H P 、 二 m e t h y l ・ a ・ P H i P)
- 4 プロパン ・ ニール ・ 一 ・ (一・フェニルエチル) ・ 一 ・ H ・ イミダゾール ・ 五 ・ カルボキシラート及びその塩類
(通称 I s o p r o p o x a t e)

二 指定の理由

条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある

三 あると認められるため。
指定の効力が発生する日
令和八年三月五日

令和八年三月四日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐 阜 文 芸 社